

議会と市長等との関係に係る条件事例

- 神奈川県議会基本条例（20年12月）

第13条(知事等との関係) 県議会は、二元代表制の下、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、対等かつ緊張ある関係を保持しながら、第8条第1項各号に掲げる役割を果たすものとする。

- 川崎市議会基本条例（21年6月）

第6条(市長等との関係の基本原則) 議会は、二元代表制の下、議事機関としての立場及び権能を生かし、市長等との緊張関係を保ちながら、議事機関としての役割を果たしていくものとする。

- 横須賀市議会基本条例（22年2月）

第15条(市長との関係) 議会は、二元代表制のもと、市長と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言等を通じて、市長とともに、市政の発展に努めなければならない。

- 茅ヶ崎市議会基本条例（23年3月）

第10条(議会と市長等との関係) 議会は、二元代表制の下、市長等と緊張ある関係を保ちながら、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものとする。

委員会等に係る条文事例

- 神奈川県議会基本条例（20年12月） なし

- 川崎市議会基本条例（21年6月） なし

第10条(委員会の活動) 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査の充実に図り、その機能を十分に発揮しなければならない。

2 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、調査を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものとする。

- 横須賀市議会基本条例（22年2月）

第7条(委員会) 法第109条(常任委員会)、法第109条の2(議会運営委員会)、法第110条(特別委員会) 議会は、議案その他多様な政策等を効率的かつ詳細に審査するとともに、新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、事案の専門性、特性等を考慮し、法第109条から第110条までに規定する委員会を適切に設置し、及び活用するものとする。

2 前項の規定に基づき、議会に次に掲げる常任委員会及び議会運営委員会を置く。

委員会条例第1条、第2条第1項、申し合わせ24、25

- (1) 総務常任委員会
- (2) 生活環境常任委員会
- (3) 教育福祉常任委員会
- (4) 都市整備常任委員会
- (5) 予算決算常任委員会

3 議会は、第1項の規定に基づき、必要に応じて議決により特別委員会を置くものとする。委員会条例第2条第2項、申し合わせ26

4 前2項の規定に基づく委員会の運営等については、別に条例で定める。横須賀市議会委員会条例

- 茅ヶ崎市議会基本条例（23年3月） なし

第6章 委員会の活動

第15条 委員会は、議案等の審査を行うに当たり、市民に分かりやすい審査を行うよ

う努めるものとする。この場合において、審査に使用した資料等を公表するものとする。

2 委員会は、その所管に属する事務について、積極的に調査研究を行うものとする。

● 流山市議会基本条例

第6条(代表者会議) 代表者会議について必要な事項は、流山市議会代表者会議要綱(平成21年流山市議会告示第1号)で定めるものとする。

第7条(全員協議会) 全員協議会について必要な事項は、流山市議会全員協議会要綱(平成21年流山市議会告示第2号)で定めるものとする。

● 多摩市議会基本条例

第17条(議会運営委員会及び代表者会議) 議会は、議会運営のため、地方自治法第109条の2の規定に基づく議会運営委員会及び同法第100条第12項の規定に基づく協議・調整の場として、代表者会議を設置します。

2 議会は、円滑な議会運営のために、必要に応じて代表者会議を活用することができます。

○多摩市議会代表者会議に関する規程 平成22年9月1日議会規程第1号 (趣旨)

第1条 この規程は、多摩市議会基本条例(平成22年多摩市条例第4号。以下「条例」という。)第17条及び多摩市議会会議規則(昭和47年多摩市議会規則第3号)第160条第1項に規定する代表者会議に関して必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 代表者会議は、議長、副議長及び会派(所属議員が3人以上のものに限る。)の代表者をもって構成するものとする。

(届出)

第3条 議員は、条例第18条に規定する会派を結成した場合は、会派設置届(第1号様式)を議長に提出しなければならない。なお、会派に変更があったときは、会派変更届(第2号様式)を、会派を解散しようとするときは、会派解散届(第3号様式)を議長に提出しなければならない。

(会議)

第4条 代表者会議の会議は、議長が必要と認めたとき又は会派代表者から開催の要請があったとき、議長が招集する。

2 代表者会議の会議の議事運営は、座長が進行する。

- 3 代表者会議の会議は、原則として会派の代表者の全員が出席のうえ開くものとする。
ただし、会派の代表者に事故あるときは、当該代表者が指名する議員(以下「代理者」という。)が会議に出席することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、座長の出席催告に代表者(代理者を含む。)が正当な理由なくこれに応じなかった場合、又は、代表者が欠席のまま会議を開くことに同意した場合は、座長は、会議を開くことができる。この場合において、構成員の過半数の出席がなければ、会議を開くことはできない。

(座長及び副座長)

第5条 代表者会議の座長は、会派の代表者が順番に務めるものとし、議席番号の早い代表者からとする。

- 2 副座長は、座長を務める代表者の次に議席番号の早い代表者が務めるものとする。
- 3 副座長は、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、座長の職務を行うとともに、座長を補佐する。
- 4 座長及び副座長は、定例会ごとに交替するものとし、その任期は、定例会の最終日の翌日から次の定例会の最終日までとする。

(所掌事項)

第6条 代表者会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 議会人事に関すること。
- (2) 予算、決算特別委員会の正副委員長に関すること。
- (3) 議会の議員報酬及び費用弁償に関すること。
- (4) 議員の政治倫理に関すること。
- (5) 会派の設置、変更、解散に関すること。
- (6) 議員控え室に関すること。
- (7) 議席の決定、変更に関すること。
- (8) 議員提出議案(意見書、決議及び条例)に関すること。
- (9) 市民からの政策提案等に関すること。
- (10) 政務調査費に関すること。
- (11) 要望書等の取扱いに関すること。
- (12) 申し合わせ事項に関すること。
- (13) 議会運営委員会設置までの間の議会運営委員会の協議事項に関すること。
- (14) 情報公開請求に関すること。
- (15) 自治功労表彰に関すること。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、議会運営以外の事項で会派間の調整及び協議を必要とする事項

(オブザーバー)

第7条 所属議員が2人以下の会派の代表者は、オブザーバーとして、代表者会議の会議に出席することができる。

2 オブザーバーは、座長の許可を得て発言することができる。

(公開)

第8条 代表者会議の会議は、原則として公開するものとする。ただし、座長が必要と認めるときは、その理由を付して会議に諮って非公開とすることができる。

2 代表者会議の会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(記録)

第9条 議長は、書記に会議の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させるものとする。

(庶務)

第10条 代表者会議の庶務は、議会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、代表者会議の運営について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成22年9月8日から施行する。

● 取手市議会基本条例

(会派代表者会議)

第15条 会派代表者会議について必要な事項は、取手市議会会派代表者会議規程(平成22年議会訓令第3号)で定めるものとする。

(議員全員協議会)

第16条 議員全員協議会について必要な事項は、取手市議会全員協議会規程(平成22年議会訓令第1号)で定めるものとする。

行政政策等の形成過程の説明、行政評価に係る条文事例

● 神奈川県議会基本条例（20年12月）

第15条（県議会への説明等） 知事等は、予算編成方針を定め、若しくは予算を調製したとき又は県政に係る基本計画等の重要な政策若しくは施策について、基本方針、素案その他これらに類する者を作成し、若しくは変更したときは、県議会にその内容を説明するよう努めなければならない。

2 知事等は、予算の調製又は県政に係る基本計画等の重要な政策若しくは施策の作成若しくは変更にあたっては、関連する条例の制定目的又は関連する決議に含まれる県議会の政策提案の趣旨を尊重するものとする。

● 川崎市議会基本条例（21年6月）

第7条（議会への説明等） 予算編成方針を定め、若しくは予算を調製したとき、又は基本計画（市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性を定める計画をいい、市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を含む。以下同じ。）等の重要な政策若しくは施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更したときは、市長等は、議会にそれらの内容を説明するよう努めるものとする。

2 市長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するにあたっては、施策別又は事業別の説明資料を作成するよう努めるものとする。

3 市長等は、予算の調製又は基本計画等の重要な政策若しくは施策の作成若しくは変更にあたっては、関連する条例の制定目的又は関連する決議に含まれる議会の政策提言の趣旨を尊重するものとする。

第8条（議決事件） 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

(1) 基本計画の策定又は変更

(2) 市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針（行政内部の管理に係る計画又は指針を除く。）のうち特に重要なものの策定又は変更

(3) 姉妹都市若しくは友好都市の提携又はこれらに類するもの

● 横須賀市議会基本条例（22年2月）

第17条（政策等の監視及び評価） 市長等は、提案する重要な政策等について、審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、次に掲げる事項に関する必要な情報を明らかにしなければならない。

- (1) 重要な政策等を必要とする背景
- (2) 検討した他の政策等との比較検討
- (3) 総合計画における根拠又は位置付け
- (4) 関係法令及び条例等
- (5) 財源措置

2 議会は、市長等が前項の規定に反する場合は、必要な情報を明らかにするよう求めることができる。

3 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価の視点も踏まえた審議をするものとする。

● 茅ヶ崎市議会基本条例（23年3月）

第11条（市長等による政策等の形成過程の説明） 議会は、市長等が提案する重要な政策等について、審議を通じてその政策等の水準を高めるため、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。

- (1) その政策等を必要とする背景
- (2) 他の政策等の案又は他の地方公共団体の類似する政策等との比較検討の内容
- (3) 総合計画（政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画をいう。以下この号において同じ。）における位置付け又は総合計画との整合性
- (4) 市民参加の状況
- (5) その政策等に要する経費（将来負担すべき経費を含む。）及び財源

(議会活動サイクル)

議会は、行政の施策及び事務事業について、行政のマネジメントサイクルに応じて、適切な監視及び評価を行うとともに、その評価結果を次の予算に活かしていく議会活動サイクルの確立に努めるものとする。

(市長との関係)

第 15 条 議会は、二元代表制のもと、市長と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言等を通じて、市長とともに、市政の発展に努めなければならない。

議会基本条例条文案

1. 議会は、一般質問を終えた後、議員間議論を行う場を設けなければならない。
 - ・前項の議員間討論にて議会として必要と認めた事項について、議会は行政側にその旨を示さなければならない。
 - ・前項に定める議員間議論を行う場の実施に際して必要な事項は、別に定める。
2. 議会は行政に対し、毎月、予算や業務の施行状況等を報告・説明を求める場を設ける。
 - ・議会は前項の場において受けた報告・説明を元に議員間議論を行い、行政側に意見を示さなければならない。
 - ・前項に定める報告・説明を求める場及び議員間議論を行う場の実施に際して必要な事項は、別に定める。
3. 議会は、議会活動について市民への説明や意見公聴の為に議会報告会・意見公聴会を開催しなければならない。
 - ・前項に定める議会報告会・意見公聴会の実施に際して必要な事項は、別に定める。
4. 委員長は陳情・請願にて提出者が希望する場合は意見陳述の場を設けなければならない。
 - ・前項に定める意見陳述の実施に際して必要な事項は、別に定める。
5. 議長は市民が希望する場合は本会議場にて意見を表明する為の場を設けなければならない。
 - ・前項に定める意見表明の実施に際して必要な事項は、別に定める。
6. 議会はすべての会議を原則として公開しなければならない。
 - ・議会は公開の会議を全てインターネットで中継を行うなど、広く市民がその内容を知ることができる様にしなければならない。
 - ・やむを得ぬ事情があつて非公開とする場合、議長はその会議の出席者にその旨をはかり、定数の過半数以上の賛成を得なければならない。
 - (結果として非公開とする場合でも、その賛否を問う場面は公開とする。)